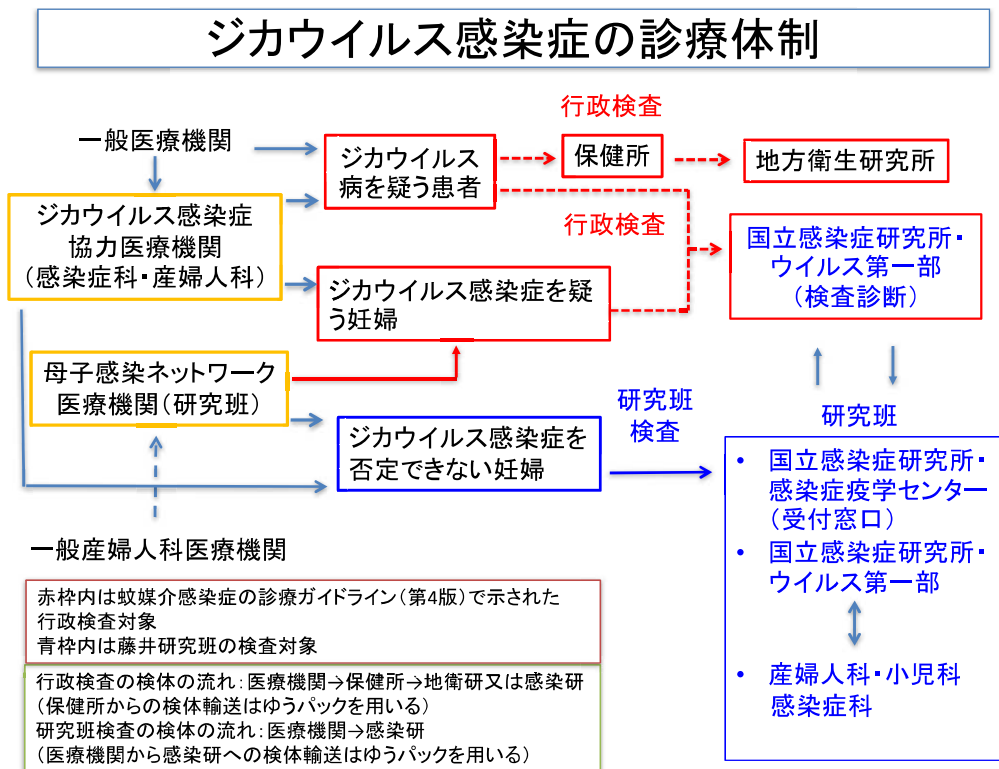


○ジカウイルス感染症の診療体制について

国内の医療機関の先生方、とりわけジカウイルス感染症協力医療機関及び母子感染ネットワーク医療機関等の先生方に対して、国内におけるジカウイルス感染症の診療の流れについてお示します。この流れ図の中では、地方衛生研究所又は国立感染症研究所によって実施される行政検査の対象者と研究班で対応する検査対象者について説明しております。

まず、流れ図の赤字枠で示した「ジカウイルス病を疑う患者」（「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」（第4版）のp22の基準を満たす患者）と「ジカウイルス感染症の検査の対象となり得る妊婦（ここでは「ジカウイルス感染症を疑う妊婦」とします。）」（「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」（第4版）のp26の基準を満たす妊婦）は、行政検査の対象となります。このうち、妊婦以外の患者に対する行政検査は、原則として地方衛生研究所が行政検査を実施しますが（国立感染症研究所でも実施可能）、妊婦を対象とする行政検査は、現時点では国立感染症研究所・ウイルス第一部のみで実施します。

一方、実際の診療の中では流れ図の青字枠で示した「ジカウイルス感染症を否定できない妊婦」（「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」（第4版）のp26の基準を満たさない妊婦）も想定されます。このような妊婦に対しては、研究班（成育疾患克服等総合研究事業／母子感染に対する母子保健体制構築と医療開発技術のための研究：研究代表者：藤井 知行）において、国立感染症研究所のヒトを対象とする医学研究倫理審査を申請した上で、国立感染症研究所・ウイルス第一部でウイルス学的検査を行います。



以上のことから、「ジカウイルス感染症を疑う妊婦」(行政検査対象)及び「ジカウイルス感染症を否定できない妊婦」(研究班検査対象)に関する問い合わせは、国立感染症研究所・感染症疫学センター内のインターネット受付窓口（メールアドレス：congenitalzika@nih.go.jp）で対応します。医療機関の担当医師からの問い合わせを受け付けた後に研究班の調査票（エクセルファイル）を送りますので、まず匿名化した症例情報をメールアドレスまで送っていただきますようお願いいたします。医療機関の担当医師は検査対象者に対して検査に必要な説明をしていただき、検査実施に関する担当医師と検査対象者の同意が得られましたら、同意書に署名をしていただきます。その後に国立感染症研究所・ウイルス第一部が検査サンプルと検査対象者からの同意書のコピーを受理した後に検査を実施し、その結果を医療機関の担当医師及び検査対象者宛てに報告させていただきます。

以上、医療機関の先生方におかれましては、国内のジカウイルス感染症の診療体制について、よろしく御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

成育疾患克服等総合研究事業／母子感染に対する母子保健体制構築と医療開発技術のための研究

研究代表者：東京大学医学部附属病院 女性診療科・産科/女性外科 教授

藤井 知行

研究分担者：国立感染症研究所 ウイルス第一部 部長 西條政幸

研究分担者：国立感染症研究所 感染症疫学センター長 大石和徳